

## **まちづくり基金の運用に関する検討委員会の設置**

### **I まちづくり基金の運用に関する執行部の考え方の整理**

**名称** 当面は仮称として便宜的に 「まちづくり基金」とする。

【具体的には、

・対象の「通行路」近辺に居住する住民が、自主的に補修するにあたって、①必要とする資材、②重機等の機械（操作込み） ③必要な知識の供給・いわばコンサルタントに類似した役割（専門的な技術・労力の提供への支援）を求める。 といった類に必要な費用の全部または一部を基金で負担する。

・町内、特に借地対応区域とされている区域の路の多くは下記① ②両方の事情を抱えた通行路である  
①行政との意見交換の結果、当面は法例その他の制度面から、行政等で維持管理に必要な施策を行う見込みがないと思われる路

②しかし区域住民やその他の利用する通行人等にとって絶対に欠かせない通行路である。

第2次整備プログラムにより将来の“まちの姿”がみえてきた今、自分たちだけでなく、他区域の住民も通行できるように努力されている近隣住民の日常の努力に感謝する意味も込め、例え恒久的なものにはならないとしても、目に見える形の改善を図ろうと考えておられる近隣の方々に基金を提供することは、藤巻町全体として当然の義務と自治会執行部は考えている。

・これら維持・改善のための道普請すら、関係地権者によっては、絶対に許さないということもあって、密かに維持管理に努めている例もあり、行政の態度も曖昧である（実際に現状維持程度の内容は文句をつけられる謂れはないが、個人にとっては十分な脅しとなってしまう。自治会全体で対処していく決意を示す意義もある）

・今後借地対応事業と併せて行政がある程度状況改善に努めてくれる、また粘り強く地権者と交渉することによって、ある程度改善されることを期待するが、その間の時間稼ぎとしてできれば10年程度の猶予が、今回の「まちづくり基金」の活用によって生じることを期待している。】

**目的** 歩行に困難 かつ特に雨天時の溢れる水流 の通行路 を 少なくとも「安心して歩行できる通路」とすること

#### **喫緊対応の通路箇所条件**

今回の喫緊対応にあてはまる通路・箇所は次のような条件のあてはまる通路とする。

1 その箇所の住民のみではなく、その他の相当数（その人のみの新聞配達 郵便 ごみ 燃料運搬は別にして）が通路・遊歩道として利用するのに問題が多い箇所である。

2 地権者状況 行政の権限が及ばない 現在の法令（名古屋市の私道整備要綱も含む）の一つ以上が障害になって、数十年以上にわたり様々な方法で努力しても解決できていない問題がある通行路である。

3 住民が、時々行政の非公式支援（ある種、担当者が材料を置き忘れて行ってくれる等の越権行為）を基に、または関係者からの苦情をおそれて自費で業者の手を借りて誰にも内密に補修するなどの手段によって、様々な応急処置をくりかえしてきたこと

4 第2次整備プログラムを受けて、あらためて地権者と交渉すること、または行政の借地対応事業の推進によって、問題解決を図るのは当然であるが、5年以内に実現するメドが立たない所

5 「藤巻の“さと”構想」と方向が一致していること。またできるだけ早急実現を行政に求める「借地対応事業」の方向と一致していること

**この「借地対応事業」および藤巻町内で2025年事業収束予定の「遊歩道区域」での事業の小さいながらもモデルにもなりうることを望ましい。**

## II Iの条件を考慮して検討している箇所

藤巻町には、消防車・救急車通行のための道幅 車の通行に支障のある曲がり路 未舗装 下水不備 といった通常の都会生活のなかでのインフラ不備とされる問題は一杯あるが、Iの条件を考慮して i 歩行、自転車通行も含めて「通行路」「生活必需品を運ぶ路」としての利用が極めて困難な箇所 ii【現状維持またはある程度我慢できる過去の状況への回復を図る】という程度の施工は、私権あるいは行政の制約のなかでも許容される事案 iii「まちづくり基金の金額程度で可能と見込める iv 近隣住民が10年以上前から日常的に保全している 通路を対象にすることにした。現在までに執行部が把握している情報から、上記を考慮して下図の⑤⑥⑦⑧ ⑩⑪⑫⑬の通路を対象として検討を開始した。(総会、5月組長会でも述べたように各区域から更に情報が集まれば今後検討対象に加えていく)

## III どの程度のことを行うべきかの「サンプル」試験

これらの通行路は、一部の住民がボランティアとして、自費で砂利を準備し凹凸の箇所を埋めて補修したり雨水を森に流す誘導路を手作りすることにより、一応使用できる状態にしているが、これらの経験を基に、最低限どの程度の「道普請」支援を行うべきかを、拡大役員会(自治会役員 防犯交通委員 14 15組の組長)を開催し、「丸見土建」(藤巻町15組と高針荒田の境界道路沿いに機材・重機置場があり、過去に大雨で藤巻町内及び近隣道路が通行不能になった際、応急的に通行可能とするように応援してくれた電柱の基礎工事をする業者)にも加わってもらい意見交換をした。その結果

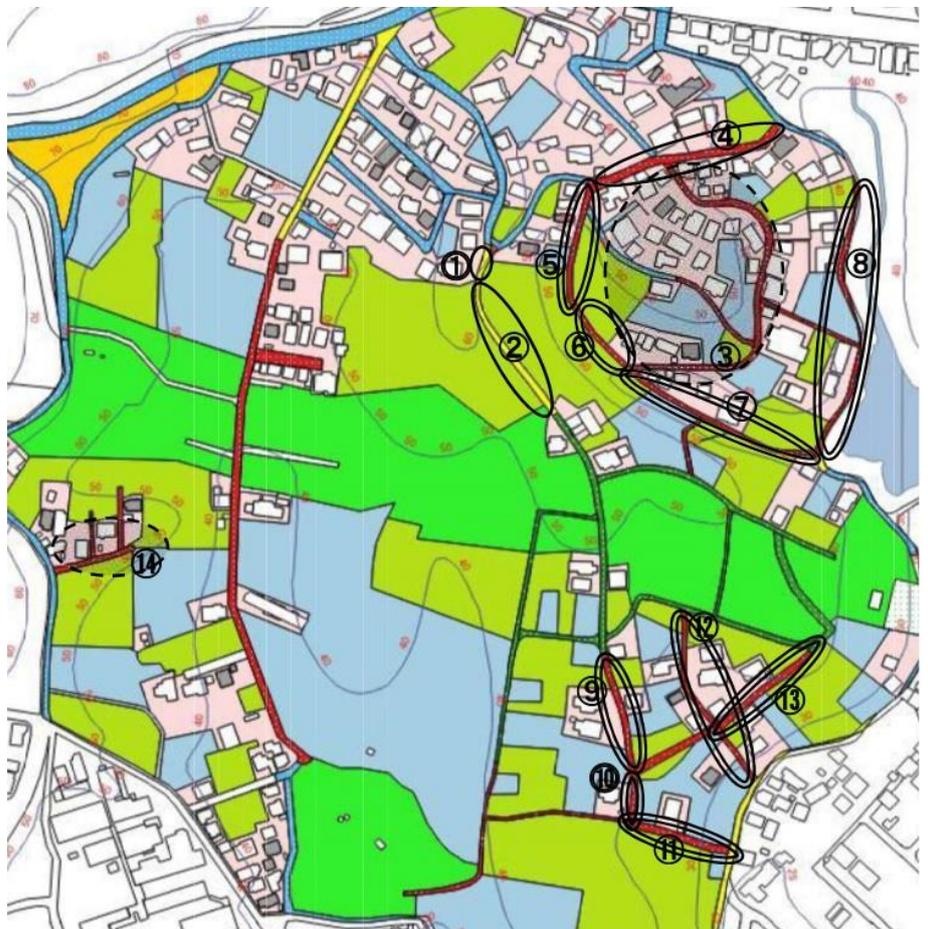
① 改良セメントを混ぜた砂利で凹凸を埋めそれを重機で転圧する。

② その上で雨水の誘導路を住民の手で掘ってつくる

ということで、1度整備すれば、数年間は、少量の改良セメント。砂利の補充を支援することにより持ち応えられるのではないかと確認した。

ただ、本格的に見積もる前に、「丸見土建」の資材置場前につながる路(15組の兵庫さん宅の前の路で応急対策が最も必要と考えられる路 前頁⑪)を上記方法でサンプルとして行ってもらうことにした。(その結果をみて具体的な内容を考え、それを基に見積もりしてその後実施する。)

サンプルテストの概略記録は次頁Vに記載する。



## IV 今後の進め方「具体的な施工方法」「見積もり」「支援の方式」「優先順位の決定」のために

第1回目の「まちづくり基金による道普請に対する支援」を台風等の時期までに行うために次のように進める。

1 「まちづくり基金」による「道普請」の具体的な道筋 現在下記の実施時期を調整している。

・サンプルの状況を見たとえ、方式を決め、見積もりをとる。

・「まちづくり企画課」に依頼して「まちづくりアドバイザー」の派遣を求め、「まち歩き」を行った上で、助言をうけながら意見集約をする。基本的考え方を整理する。

・まちづくり企画課 緑地事業課 都市計画課とこれらの「基本的考え方」について意見交換をする。できる限り市当局の理解を求め、市当局と協働して、本格的な解決を図る方向を打ち出せるように努める。

・ときに応じて、大学等の学識経験者、専門家による勉強会を開催する。

2 1の諸項目を組織的に進めるために

自治会役員・関係委員・関係組長・町内でこれらの知識を有する方で「藤巻の“さと”を育む会」の中に「まちづくり基金の使用に関する検討グループ」を設置する。

具体的メンバーは、自治会長(現在「藤巻の“さと”を育む会」事務局長を兼務)が、必要な方を選んで依頼することにする。そのため、組長の皆様で、これらの通行路をよく利用される皆様、道普請に詳しい方で協力していただける方 又はそういう方をご存知の場合、事務局長までお申し出、またはご推薦願います。

早期にメンバーを選任し、7月組長会までには数回の検討会は開催したいという気持ちで取り組む予定。

**サンプルとしてのテスト工事は6月13日 岩瀬氏および井野口組長の立ち合いのもと行った。**

V 課題ある通行路No.⑪補修工事状況記録 の概要 工事日時：令和元年6月13日 8：00～16：00

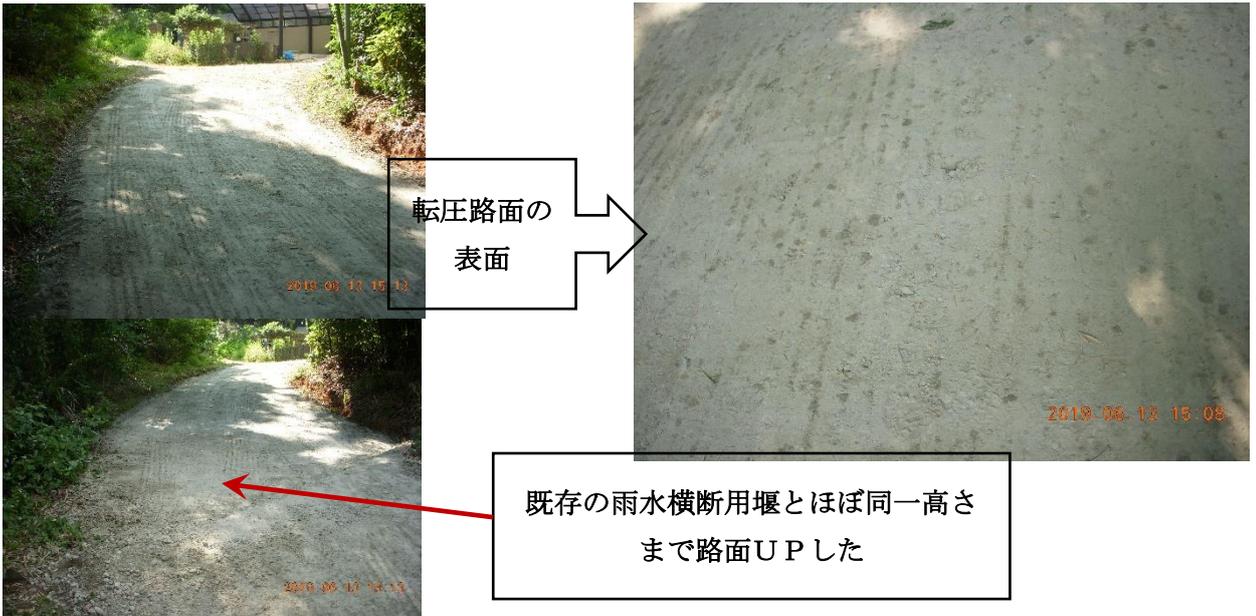
機材：パワーショベル2台、2Tトラック2台（土砂積載）、小型転圧ローラ1台、ハンド転圧機1台

材料：再生セメント2袋、土砂2T車x2杯 人工：3人

1. 【工事前日】路面状況



2. 【工事後】



3. 【工事状況】



4. 【後日の状況】一夜の雨あがり

6月14日夜に降雨が有った。自動車のワダチは浅い。



流水による浸食はなかったが、ジャリや表面のセメント粉がダマ状になって浮き上がっている

5. 工事後4日目にやや強い雨があり、セメント砂の流出があり、砂利の露出が目立つ。

5も含め、詳細な記録は、検討チームメンバーに別途配布するが、藤巻町ホームページの「6月組長会回覧資料」の中で閲覧できるようにするのでご覧ください。（希望者は「育む会」事務局に申し出があればお渡しする）

**このサンプル現状の確認とここで記載した記録を参考にIVの検討会で、実施方法を検討しその結果を基に、早急に「まちづくり基金」による道普請支援の具体的な提案をすることとしたい。**